

## 宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇部市中心市街地建物リノベーション事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象物件)

第2条 要綱第3条第1項の別表第1に規定する物件とは、別表に示すものとする。  
2 要綱第3条第2項第1号に規定する譲渡等とは、譲渡・贈与・売買・交換等という。

### (補助対象経費)

第3条 要綱第5条第1項に規定する補助対象経費のうち設計費とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 改修工事に係る工事監理費・設計費
- (2) 事業運営に係る事業計画作成費

### (補助金の交付申請)

第4条 要綱第7条第2項に規定する添付書類とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 建物の位置図
- (2) 建物の登記事項証明書（全部事項）（発行日が3か月以内のもの）又は登記事項証明書に代わる所有が確認できる書類
- (3) 工事費等の見積書（2者以上）の写し。ただし、20万円以下の見積書は1者のみでよい。
- (4) 建物平面図（工事の施工内容が分かるもの）
- (5) 工事前の写真
- (6) 市税の「滞納が無いことを証する証明」（納税証明書の原本）（発行日が1か月以内のもの）
- (7) 住民票（法人の場合は履歴事項全部証明書）（発行日が3か月以内のもの）
- (8) 誓約書（様式第17号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

### (交付申請内容の変更)

第5条 要綱第10条第2項に規定する添付書類とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 工事費等の見積書の写し
- (2) 建物平面図（工事の施工内容が分かるもの）
- (3) 工事前の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (実績報告)

第6条 要綱第12条第2項に規定する添付書類とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 建物平面図（工事の施工内容が分かるもの）
- (2) 工事費等の領収書の写し
- (3) 工事後の写真
- (4) 事業開始が確認できるもの（チラシ等）
- (5) 建築基準法に基づく検査済証の写し（建物改修にあたり必要な場合）
- (6) 景観計画に基づく適合通知書の写し（建物改修にあたり必要な場合）

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 なお、平成30年3月31日までに申請があった者については従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

機能	分類	用途
①利便性の高い居住空間	まちなか居住賃貸施設	居住賃貸施設
②便利な生活支援機能	子育て支援施設	認可外保育施設
		地域子育て支援施設
	飲食施設	飲食店
	商業施設	小売店
	生活関連サービス施設	生活関連サービス店※
	医療福祉施設	診療所、施術所
福祉施設		
③起業・創業支援機能	起業・創業支援施設・研究施設	起業活動施設
		研究・交流施設

※生活関連サービス店について

対象となる業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）の中分類に定める78洗濯・理容・美容・浴場業とする。（79その他の生活関連サービス業は、対象外とする。）